

契約書

利用者： _____ 様
事業者： 合同会社 h a r e b a r e
_____ デイサービスいろは

(契約の目的)

- 第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供します。

(契約期間と更新)

- 第2条 この契約の期間は、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日までとします。
- 2 この契約は、契約満了の30日前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合は、自動更新するものとします。
ただし、自動更新する場合は、事業者は利用者に対し更新の意向を確認し、「契約更新確認書」に必要事項に署名します。

(サービス計画の作成・変更)

- 第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画(ケアプラン)」(以下「ケアプラン」という。)に沿って「サービス提供に係る計画」(以下「通所介護計画書」という)を作成します。
- 2 事業者は、利用者の要支援及び要介護状態の軽減もしくは悪化を防止するように目標を設定し、前項に規定する「通所介護計画書」に基づき計画的にサービス提供を行います。
- 3 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が「ケアプラン」の範囲内で可能なときは、速やかに「通所介護計画書」の変更等の対応を行います。
- 4 事業者は、「通所介護計画書」の作成及び変更にあたっては、その内容を利用者及びその家族に対し、説明し同意を得ます。

(サービス提供と内容の記録及び保管)

- 第4条 事業者は、「重要事項説明書」(以下「説明書」という)に記載した事業者が提供するサービスのうち、「通所介護計画書」に基づいた内容のサービスを提供します。
- 2 事業者は、サービスの実施ごとに、その内容等を記録表に記入します。
- 3 事業者はサービスの提供記録を、この契約終了後2年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。
ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

(緊急時の対応)

- 第5条 事業者は地域密着型通所介護、第1号通所事業の提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。主治の医師又は歯科医師への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとします。送迎途上において、緊急の事態が発生した場合は、最寄りの医療機関へ応援を要請するか緊急搬送で対応します。

(居宅介護支援事業者との連携)

- 第6条 事業者は、サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努めます。
- 2 事業者は、利用者が「ケアプラン」の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います

(秘密保持)

- 第7条 事業者及び事業者の使用する者は、正当な理由がない限り、利用者および家族の知り得た個人情報を外部に漏らすことはありません。従業者でなくなった後も、その個人情報は漏らしません。

(個人情報の取り扱い)

- 第8条 利用者の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、誠実に対応します。
なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。

- 2 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

(賠償責任)

- 第9条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。
ただし、事業者に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

(利用者負担金及びその変更)

- 第10条 利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」の記載に従い、利用者負担金を支払います。
- 2 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。その際には、事業者は利用者に説明します。
- 3 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。
- 4 事業者が前項の利用者負担金の変更(増額又は減額)を行う場合には、利用者に対して変更予定日の1か月前までに文書により説明し、利用者の同意を得ます。

(利用者負担金の滞納)

- 第11条 利用者が正当な理由なく利用者負担金を2か月分以上滞納した場合には、事業者は文書により10日以上期間を定めて、その期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約します。
- 2 前項の催告をしたときは、事業者は「ケアプラン」を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から「ケアプラン」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。
- 3 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 4 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

(連帯保証人)

- 第12条 事業者は、利用者に対して、あらかじめ連帯保証人の選定を求めます。
- 2 連帯保証人は、利用者が事業者に対して、この契約に基づいて負うべき一切の債務を保証し、利用者と連帯して履行する責を負うとともに、別に事業者が規定する責務を負うものとします。
- 3 利用者は、連帯保証人に変更があった場合は、遅滞なく事業者に届け出るものとします。

(契約の終了)

- 第13条 第12条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- (1) 利用者の要介護認定区分が、自立(非該当)と認定されたとき
- (2) 利用者が死亡したとき
- (3) 利用者の所在が、2週間以上不明になったとき

(利用者の解約権)

- 第14条 利用者は事業者に対して、契約終了希望日の7日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
 - (2) 事業者が、利用者や家族に対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき
 - (3) 事業者が破産申立をしたとき

(事業者の解約権)

- 第15条 事業者は、やむを得ない事情により事業所を閉鎖又は縮小する場合、文書により30日以上予告期間をもって、この契約を解約することができます。
- 2 事業者は、利用者が次の各号に該当し、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、文書により14日以上予告期間をもってこの契約を解約することができます。ただし、利用者の行動が、他の利用者又は職員の生命に危害を及ぼすおそれが切迫した場合、かつ事業者が十分な介護を尽くしてもこれを防止できないときはただちに事業者から契約を解除できるものとする。
- (1) 利用者の行動が職員の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ事業者が十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき
 - (2) 利用者が、故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき
- 3 前号の通告により先だって利用者及び利用者代理人等に弁明の機会を設ける

(契約終了時の援助)

- 第16条 契約を解約又は終了する場合には、事業者はあらかじめ、必要に応じて主治の医師及び居宅介護支援事業者もしくは地域包括支援センターに対する情報の提供を行うほか、その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

(苦情対応)

- 第17条 事業者は、利用者からのサービスに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。
- 2 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(利用者代理人)

- 第18条 利用者は自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。
- 2 利用者は、代理人に変更があった場合は、遅滞なく事業者に届け出るものとします。

(裁判管轄)

- 第19条 この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(契約外事項)

- 第20条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

(協議事項)

- 第21条 この契約に関して争いが生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い誠実に協議したうえで解決するものとします。

(持ち物管理)

- 第22条 利用者の持ち物は自身で管理するものとします。紛失や盗難等があった場合、事業者は何らかの故意過失がない限り、一切の責任を負いません。持ち物には記名し、また多額の現金、貴重品の持ち込みはご遠慮願います。事業者の債務不履行や不法行為によって利用者に損害が生じた場合は賠償します。

(利用枠の取り消し)

- 第23条 定員10名の小規模事業所の経営上、入院や長期のショートステイ（2週間以上）の利用等でお休みされる場合は、利用枠を取り消しさせていただきます。再利用の際は、事業者と協議の上利用枠を決定します。利用枠がない場合は、利用をお断りすることがあります。予めご了承ください。

(器物破損)

- 第24条 利用者は、サービス利用中または送迎中に事業者及び職員の所有する器物を破損した場合は、弁償していただきます。ただし、緊急避難による器物損壊、正当防衛による器物損壊、事業者が弁償を受ける意思がない場合は弁償が免除されます。

重要事項説明書

当事業所は契約者に地域密着型通所介護、第1号通所事業を提供いたします。事業所の概要や提供するサービス内容は以下の通りです。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

1. 事業者

法人名称	合同会社 h a r e b a r e
代表者	代表社員 藤井 勝透

2. 事業所

名称	デイサービスいろは
所在地	山口県宇部市文京台三丁目17番7号
管理者の氏名	藤井 勝透
電話・F A X 番号	電話：0836-37-3900 F A X：0836-37-3901
指定事業者番号	(地域密着型通所介護) 3590200642 (第1号通所事業) 35A0200151

3. 事業の目的と運営の方針

事業目的	要支援・要介護状態にある方に対して介護保険法令に従い地域密着型通所介護、第1号通所事業の提供を行います。
運営方針	①事業対象者及び要支、要介護者が自立した日常生活を営むことができるよう、必要な食事、排泄、更衣などの日常生活動作及び筋力や体力のなどの心身機能の維持・向上を図ります。地域密着型通所介護、第1号通所事業を利用することにより家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。 ②事業の実施に当たっては、関係市町村、保健・医療・福祉事業者と密接に連携を図り、地域福祉の増進に貢献します。

4. 秘密保持

秘密保持	①正当な理由がない限り、利用者および家族の知り得た個人情報を外部に漏らすことはありません。従業員でなくなった後も、その個人情報は漏らしません。 ②サービス担当者会議などにおいて、サービス計画の作成などのために限り、利用者及び家族の個人情報を利用する場合には、あらかじめ利用者及び家族の同意を得ることとします。
------	---

5. 職員の職種、人数及び職務体制

職種	員数	勤務形態	保有資格
管理者 事業者すべての管理を 一元的に行います	1名	常勤兼務	社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員
生活相談員 関係機関との連携の下、 利用者、家族の日常生活 の相談を受けます。	4名	常勤兼務（4名）	社会福祉士 介護福祉士（1名） 介護福祉士（1名） 看護師（1名） 准看護師（1名）

機能訓練指導員 (看護師) 利用者の生活機能の向上を目的とし、食事、排泄、更衣などの日常生活動作や調理、洗濯、掃除などの家事動作の獲得を目指すために訓練及び指導を行います。	2名	常勤兼務（2名）	看護師（1名） 准看護師（1名）
看護職員 利用者の健康管理及び看護管理等を行います。	2名	常勤兼務（2名）	看護師（1名） 准看護師（1名）
介護職員 利用者の介護を行います。	4名	常勤兼務（4名）	社会福祉士 介護福祉士（1名） 介護福祉士（1名） 看護師（1名） 准看護師（1名）

※事業所の職員は管理者の指揮下、厚生省第37号第7章に定められた規定を守り業務にあたるものとする。

6. 営業日 ※但し、利用者の実情に応じ、下記の営業日及び営業時間を変更することがあります。

営業日	月曜日から土曜日
定休日	日曜日 盆、年末年始（年間スケジュールによる） ※振替利用を希望される場合は、配慮いたします。
営業時間	8時00分 ～ 17時00分
サービス提供時間	9時00分 ～ 16時10分

7. 通常の事業の実施地域

実施地域	宇部市、山陽小野田市(但し、事業所より片道30分までとします。)
------	----------------------------------

8. 事業の定員

利用定員	地域密着型通所介護、第1号通所事業の定員は、1日10名とします。
------	----------------------------------

9. 利用料

利用料	地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定受領サービスである時は、その1割の支払いを受けるものとします。ただし、一定以上の所得がある方は2割または3割の支払いを受けるものとします。なお、法定代理受領以外の利用料については、地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準によるものとします。また、第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、市町村が定める額とし、そのサービスが法定受領サービスである時は、その1割の支払いを受けるものとします。ただし、一定以上の所得がある方は2割または3割の支払いを受けるものとします。				
利用料	なお、法定代理受領以外の利用料については、市町村が定める第1号通所事業に要する費用の額の算定に関する基準によるものとします。				
料金料	(7時間以上8時間未満)				
	介護度	10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
	要介護1	7,530円/回	753円/回	1,506円/回	2,259円/回
	要介護2	8,900円/回	890円/回	1,780円/回	2,670円/回

利用料	要介護3	10,320円/回	1,032円/回	2,064円/回	3,096円/回
	要介護4	11,720円/回	1,172円/回	2,344円/回	3,516円/回
	要介護5	13,120円/回	1,312円/回	2,624円/回	3,936円/回
	入浴介加算 I	400円/回	40円/回	80円/回	120円/回
	個別機能訓練加算 (I) 1	560円/回	56円/回	112円/回	168円/回
	サービス提供体制加算 (I)	220円/日	22円/日	44円/日	66円/日
	要支援	10割負担		1割負担	2割負担
	要支援1・事業対象者	17,980円/月		1,798円/月	3,596円/月
	要支援2・事業対象者	36,210円/月		3,621円/月	7,242円/月
	サービス提供体制加算 (I) 1	要支援1・事業対象者	880円/月	88円/月	176円/月
	サービス提供体制加算 (I) 2	要支援2・事業対象者	1,760円/月	176円/月	352円/月
	※別途、介護職員処遇改善加算 I を算定します。				
食費	昼食600円 おやつ50円 ※ただし、減塩食やミキサー食等の特別食については追加費用として50円いただきます。				
特別なサービスの費用	以下の場合、当事業所にて定められた所定の費用を申し受けます。 ①尿とりパット 1 枚50円、リハビリパンツ 1 枚100円、紙パンツ 1 枚100円、不織布マスク1枚20円 ②利用者の都合により、お休みされる場合には、下記のキャンセル料金が必要となります。 (1) 利用日前日の17時までに申し出があった場合 無料 (2) 利用日当日 食事代 (3) 申し出がなかった場合 470円と食事代 ③その他、地域密着型通所介護、第1号通所事業の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとします。 ④費用を変更する場合は、1か月前までに、利用者又はその家族に対し文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書にてお知らせします。				

10. 苦情など申し立て先 ※どのようなことでも申し出下さい。迅速・適切・丁寧に対応します。

相談窓口	ご利用時間	8：00～17：00
	ご利用方法	電話：0836-37-3900 施設にて相談を受け付けます。
	解決方法	苦情解決にあたっては、事業所で定めた苦情解決マニュアルにそって適正に対応します。
苦情対応責任者	担当者	藤井 勝透（管理者）
宇部市	担当	宇部市 介護保険課
	住所	宇部市常盤町1-7-1 電話：0836-34-8396
山陽小野田市	担当	山陽小野田市 高齢福祉課 介護保険係
	住所	山陽小野田市日の出町1-1-1 電話：0836-82-1172
国民健康保険団体連合会	担当	介護保険課 苦情相談窓口
	住所	山口市大字朝日1980番地7 電話：083-995-1010

11. 事故発生時の対応

事故発生時の対応	利用者に対する、地域密着型通所介護、第1号通所事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに、当該利用者のご家族や関係市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講じます。
損害賠償	サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、その賠償の責を負うものとします。
再発防止	事故が発生した場合には、その原因の解明及び再発防止対策を講じます。

12. 緊急時の対応

対応方法	地域密着型通所介護、第1号通所事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。また、同意書のご家族の連絡先に連絡いたします。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとします。送迎途上において、緊急の事態が発生した場合は、最寄りの医療機関へ応援を要請するか緊急搬送で対応します。
------	--

13. 非常災害対策

対応方法	地域密着型通所介護、第1号通所事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合は、事業所で定められた災害マニュアルにそって利用者の避難等適切な措置を講じます。非常災害に備えるため、救出その他必要な訓練を定期的（4月・10月）に行います。
------	--

14 運営推進会議

開催方法	① 困事業のサービスが地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議をおおむね6ヶ月に1回以上（3月・9月）開催します。 ② 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、宇部市（山陽小野田市）の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有するものとします。 ③ 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているか確認、地域との意見交換、交流等とします。 ④ 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。また、その完結の日から2年間保存します。
------	--